

石狩市要綱第 25 号

石狩市新生活様式スタート支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 23 日

石狩市長 加 藤 龍 幸

石狩市新生活様式スタート支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、石狩市内における住宅のリフォーム費用又は空家等の購入費用の一部を補助することで、新型コロナウイルス感染症の対策として「新しい生活様式」に対応した居住環境を整備させることや、個人消費が落ち込み低迷した地域経済の活性化を図り地元企業の雇用を維持することを目的として、石狩市補助金等交付規則（昭和63年規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分(共同住宅にあっては住戸部分に限る。)をいう。ただし、兼用住宅にあっては居住の用に供する部分が延べ面積の 2 分の 1 以上のものとする。
- (2) リフォーム工事 住宅又はその敷地に対する増築、改築（既存住宅と同一敷地内において行うものに限る。）、修繕、模様替え又は外構等に係る工事をいう。
- (3) 市内事業者 石狩市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者をいう。
- (4) 空家等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 居住部分の床面積が 50 ㎡以上で、第 7 条に規定する交付申請時点において居住その他の使用がなされていない一戸建ての住宅（2 親等以内の親族が同居するために必要と認められる規模の住宅を含む。）又は兼用住宅。
ただし、過去に一度も居住実績の無いものを除く。

イ 石狩市空家除却再販費補助金を受けた土地

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(3) 住宅のリフォーム工事をする者については申請時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。

2 前項第3号の規定の適用に当たっては、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、同号に規定する者（以下この項及び第7条において「本人」という。）のために経済的負担を負う2親等以内の親族（以下この項において「親族」という。）に限り交付対象者とすることができる。この場合において、前項第1号及び第2号の規定は、本人及び親族について適用するものとする。

（補助対象住宅及び補助対象空家等）

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）及び空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、別表のとおりとする。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、建築基準法その他関係法令に明らかな違反がないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 交付対象者が補助対象住宅のリフォーム工事をする場合で、次のいずれにも該当するもの。

ア 市内事業者が補助対象住宅について行う税抜き50万円以上（複数の市内事業者による工事の場合、その工事費を合算した額とする。）のリフォーム工事

イ 兼用住宅の場合は居住の用に供しない部分以外におけるリフォーム工事

(2) 交付対象者が税抜き50万円以上の補助対象空家等を購入する場合で、次のいずれかに該当するもの。

ア 第2条第4号アに規定する空家等を購入する場合にあっては、当該空家等の住所に住民基本台帳登録をするもの

イ 第2条第4号イに規定する空家等を購入する場合にあっては、購入後同一年度内に当該空家等の敷地に住宅の新築工事を行うもの又は当該空家等の敷地に建っている住宅を購入するものであり、かつ、当該空家等の住所に住民基本台帳登録をするもの

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象事業に要する費用（税抜き価格の部分に限る。）の5分の1以内の額とする。た

だし、補助金の交付額は20万円を上限とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に掲げる補助金の交付は、予算の範囲内で、交付対象者及び同一住宅、空家等に対して1回限りとする。ただし、第3条第2項の規定の適用を受ける場合はこの限りではない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 第5条第1号の事業を行う場合 次に掲げる書類

ア 補助対象住宅の位置図及び配置図

イ 申請者(第3条第2項を適用する場合にあっては、本人)の住民票の写し

ウ 申請者(第3条第2項を適用する場合にあっては、本人及び申請者)の納税証明書

エ リフォーム工事が分かる見積書の写し及び内訳書の写し

オ リフォーム工事の工事部分の施工前の状況がわかる写真

カ 第3条第2項の規定を適用する場合にあっては、当該規定を満たしていることがわかる書類

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 第5条第2号の事業を行う場合 次に掲げる書類

ア 補助対象空家等の位置図及び配置図

イ 補助対象空家等の写真

ウ 補助対象空家等の価格がわかるもの

エ 申請者の住民票の写し

オ 申請者の納税証明書

カ その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金等交付決定通知書(別記第2号様式)又は補助金等不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更又は中止)

第9条 申請者は、第7条の申請内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに補助事業等変更・中止承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。ただし、交付決定額の変更は交付決定額を上限とする。

2 前条の規定は、前項の申請を受理したときについて準用する。

（実績報告）

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請に関する事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 第5条第1号の事業を行った場合 次に掲げる書類

ア リフォーム工事に係る請負契約書の写し

イ リフォーム工事に係る費用が分かる領収書の写し、軽微な変更がある場合には内訳書の写し

ウ リフォーム工事部分の施工後の状況がわかる写真

エ リフォーム工事部分が許可等を要する場合は、その許可書等の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 第5条第2号の事業を行った場合 次に掲げる書類

ア 補助対象空家等に居住した交付決定者の住民票の写し

イ 補助対象空家等の売買契約書

ウ 補助対象空家等の登記事項に係る全部事項証明書の写し

エ 第5条第2号イの規定の適用に当たっては、確認済証及び検査済証の写し

オ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書は補助交付決定日の属する年度の2月28日（当該期日が休日等に当たるときは、その直前の休日等でない日）までに提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査の上、補助の要件を満たしていると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等交付額確定通知書（別記第6号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書（別記第7号様式）を市長

に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な行為があったと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、建設水道部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第4条関係)

区分	内容
補助対象住宅	補助の対象となる住宅は、次のいずれにも該当するものをいう。 (1) 第3条第1項第3号の住民基本台帳において定められた住所に存すること。 (2) 住宅の敷地が、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路に接していること。 (3) 建築基準法その他関係法令に明らかな違反がないこと。
補助対象空家等	補助の対象となる空家等は、次のいずれにも該当するものをいう。 (1) 市内にある空家等であること。 (2) 空家等の登記簿上の所有者が、交付対象者の3親等内の親族でないこと。 (3) 空家等の敷地が、道路法第3条に規定する道路に接していること。 (4) 建築基準法その他関係法令に明らかな違反がないこと。